

第3 監査の実施結果に基づき意見

地方自治法第199条第10項に基づき、監査の結果に関する報告に添えて提出する意見は、次のとおりである。なお、意見の内容については、監査実施機関等に文書で通知し、監査の結果とともに公表する。

新型コロナウイルス感染症に係る安全対策について

新型コロナウイルス感染症に係る安全対策は、全ての監査対象施設において、県庁共通業務ガイドラインや施設が独自に作成したガイドライン等に基づき取組が行われていた。

また、多くの取組項目の実施状況は「実施」又は「一部実施」であり、一部の施設において「不実施」であった項目についても、代替方法による対応又は実施の必要性が低い実態など相応の理由があった。

こうしたことから、新型コロナウイルス感染症防止のための取組については、全ての監査対象施設において概ね適切に行われているものと認められた。

しかしながら、「複数人が接触する物品にできるだけ触らないようにする工夫」や「申請用紙等記入には利用者保有の筆記用具の利用を推奨する旨の掲示」などについて相応の理由があり不実施としたものであっても、今後、新型コロナウイルス感染症防止の取組を実施する上で、各施設において更なる対策強化の必要がないか検討された。

広く県民が利用する施設において、職員が新型コロナウイルスに感染又は感染の疑いが生じた場合や感染者の施設利用が確認された場合には、関係者や関係機関等に多大な影響を及ぼすことから、円滑な施設の運営や利用者等の安全確保に向け、日頃からの情報の収集を積極的に行い、適宜必要な措置を検討するなど、引き続き万全な対策を講じるよう努められた。

(別表) 監査対象施設一覧

No.	施設名称	監査対象機関 (指定管理導入施設においては、施設所管課)	種別 項目	区分(※)
1	県民文化ホール	文化財課	①	公用部分と公共部分が混在する施設
2	富士山世界遺産センター	文化財課・文化財課	①	公用部分と公共部分が混在する施設
3	図書館	世界遺産富士山課	①	公用部分と公共部分が混在する施設
4	八ヶ岳少年自然の家	生涯学習課	①	公用部分と公共部分が混在する施設
5	科学館	生涯学習課	①	公用部分と公共部分が混在する施設
6	博物館	博物館	①	公用部分と公共部分が混在する施設
7	美術館	文化財課・文化財課	①	公用部分と公共部分が混在する施設
8	考古博物館	考古博物館	①	公用部分と公共部分が混在する施設
9	文学館	文化財課・文化財課	①	公用部分と公共部分が混在する施設
10	青少年センター	生涯学習課	①	公用部分と公共部分が混在する施設
11	アライメント山梨	産業技術課	①	公用部分と公共部分が混在する施設
12	産業技術短期大学校	産業技術短期大学校	①	公用部分と公共部分が混在する施設
13	フラワーセンター	食糧花木産課	①	公用部分と公共部分が混在する施設
14	宝石美術専門学校	宝石美術専門学校	①	公用部分と公共部分が混在する施設
15	専門学校農業大学校	専門学校農業大学校	①	公用部分と公共部分が混在する施設
16	総合教育センター	総合教育センター	①	公用部分と公共部分が混在する施設
17	総合福祉センター	福祉福祉課	①	公用部分と公共部分が混在する施設
18	あけぼの医療福祉センター	福祉福祉課	①	公用部分と公共部分が混在する施設
19	男女共同参画推進センター	県民生涯総務課	①	公用部分と公共部分が混在する施設
20	消防学校	消防学校	①	公用部分と公共部分が混在する施設
21	本庁舎	財産管理課	①	公用部分のみの施設
22	都留留合同庁舎	富士・東部地域県民センター	③	公用部分のみの施設
23	北山留合同庁舎	中北地域県民センター	③	公用部分のみの施設
24	東山留合同庁舎	東海地域県民センター	③	公用部分のみの施設
25	東八代合同庁舎	総合県庁事務所	①	公用部分のみの施設
26	富士吉田合同庁舎	富士・東部保健福祉事務所	①	公用部分のみの施設
27	森林総合研究所	森林総合研究所	①	公用部分のみの施設
28	福祉プラザ	障害者相談所	①	公用部分と公共部分が混在する施設
29	子どものこころサポータープラザ	中央児童相談所	③	公用部分と公共部分が混在する施設
30	産業技術センター	産業技術センター	①	公用部分と公共部分が混在する施設
31	総合農業技術センター	総合農業技術センター	①	公用部分と公共部分が混在する施設
32	富士山科学研究所	富士山科学研究所	①	公用部分と公共部分が混在する施設
33	山梨県総合交通センター	警察本部運転免許課	①	公用部分と公共部分が混在する施設
34	甲府警察署庁舎	甲府警察署	①	公用部分のみの施設
35	南甲府警察署庁舎	南甲府警察署	①	公用部分のみの施設
36	富士吉田警察署庁舎	富士吉田警察署	③	公用部分のみの施設
37	小瀬スガパーク公園	都市計画課	③	公用部分と公共部分が混在する施設
38	富士北麓公園	都市計画課	③	公用部分と公共部分が混在する施設
39	韮崎工業高等学校	韮崎工業高等学校	②	公用部分と公共部分が混在する施設
40	甲府工業高等学校	甲府工業高等学校	②	公用部分と公共部分が混在する施設
41	うぐいすの杜学園	うぐいすの杜学園	②	公用部分と公共部分が混在する施設
42	青洲高等学校	青洲高等学校	②	公用部分と公共部分が混在する施設
43	西吹高等学校	西吹高等学校	②	公用部分と公共部分が混在する施設
44	都留高等学校	都留高等学校	②	公用部分と公共部分が混在する施設
45	都留奥穂積高等学校	都留奥穂積高等学校	②	公用部分と公共部分が混在する施設
46	吉田高等学校	吉田高等学校	②	公用部分と公共部分が混在する施設
47	富士河口湖高等学校	富士河口湖高等学校	②	公用部分と公共部分が混在する施設
48	ふじざくら支援学校	ふじざくら支援学校	②	公用部分と公共部分が混在する施設

※区分について

公用部分：県がその事務又は事業を執行するため直接使用することを本来の目的とし、住民の一般的利用に供することは本来の目的とされない部分

公共部分：住民の一般的共同利用に供することを本来の目的とする部分

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番